

世阿弥の和歌的教養と『申楽談儀』の「すゝめ歌」

天野文雄

『申楽談儀』二十四条は能勢朝次氏の『世阿弥十六部集評釈(下)』(昭和19年)以来、「世阿弥に関する靈験」「世子と靈夢」などと呼ばれてきた条で、そこには応永十九年(一四二二)ころの霜月に稲荷明神の託宣によつて世阿弥が十番の能を演じたエピソードと、応永二十九年(一四二二)、やはり霜月に天神の靈夢によつて世阿弥が「すゝめ歌」の点者になつたエピソードなどが記されている。

後者はこの時の世阿弥がすでに出家していたことを伝える世阿弥の伝記研究には逸することができない記事であるが、これはまた世阿弥の和歌的教養を示す記事でもある。いまあらためてかかげると、それはつぎのようなエピソードである。(岩波文庫『申楽談儀』の校訂本文に適宜漢字をあてるなどして読みやすくしたが、後半の会話部分のカッコは私見による)。

又、応永廿九年霜月十九日、相国寺のあたり、檜皮大工の娘、病重かりし時、北野聖廟より靈夢ありて、「東風吹かば」の歌を冠りに置きて、歌を詠みて、すゝめ歌也、観世に点取りて、神前に籠むべきと、あらたに見しかば、歌をすゝめて、縁を取りて、世子に点を取る。否みがたくて、行水し、合点せし也。其比は、はや出家ありしほどに、夢心に「観世とはいづれやらん」と思ひしを、「世阿なり」と仰せけると見て有ける、と云々。

相国寺ちかくに住む檜皮大工の娘の病が篤かつたとき、父親の大工の夢に天神の託宣があつた。

それは天神(道惠)の「東風吹かば」詠の三十一文字を冒頭に置いた歌を詠んで、「観世」に点を取らせ、それを北野の神前に奉納せよ、というものであつた。点を請われた世阿弥は天神の夢告でもあり、また仲介者への配慮もあつてか歌への点を断れず、行水して合点したが、世阿弥はそのころは出家してまもない時期だったので、夢告をうけた大工が「観世」というのは世阿弥なのか、あらたに観世大夫を継承した元雅なのか戸惑つていると、「世阿弥だ」との仰せがあつたというエピソードである(ここは意外に難解な条で、靈夢を受けたのがだれか、「すゝめ歌」を詠んだのがだれか、「観世」とはいづれやらん」と思つたのはだれか、といった問題がある。このうち、「観世とはいづれやらん」と思つたのは従来は世阿弥とされているが、ここでは靈夢をみたのも「観世とはいづれやらん」と思つたのも檜皮大工と解してみた)。

これによると、世阿弥は病平癒を祈願して詠まれた天神への「すゝめ歌」の点を取つたのだが、ここでまず考えるべきは、そもそも、点を取るとか点者となるというのは、和歌の世界においていかなる意味を持つているのか、ということであろう。『和歌大辞典』(昭和61年、明治書院)の「点」の項(伊地知鉄男氏執筆)によると、点あるいは点を

取るとは、「和歌・連歌・俳諧などの作品に付す師匠や尊貴な人の添削や批評、評価の表記」で、表記は句肩に鈎印や斜線や丸印などをもつてし、建仁元年(一一〇一)の『仙洞句題五十首』に付された藤原俊成の点はその早い例であるという。ここで注目されるのは、点者は斯界において師表と仰がれるような存在だとされていることである。これはそのとおりだつたようで、いま世阿弥時代の事例をあげると、応永十八年(一四一一)の『内裏点取五十首和歌』では宋雅(飛鳥井雅縁)が、応永二十三年(一四一六)の『正徹五十首歌』では冷泉為尹と宋雅が、応永二十四年(一四一七)の『後崇光院百番歌合』では冷泉為尹と宋雅が点者になつている例があるが(井上宗雄氏『中世歌壇史の研究』(室町前期)『改訂新版』による)、これらで点者になつている飛鳥井雅縁と冷泉為尹は応永期歌壇の師範的な地位にあつた歌人である。点を取るのと、あるいは点者がこのようなものであるとすれば、世阿弥が頼まれて天神に奉納すべく詠進された「すゝめ歌」の点を取つたという事実は、彼の歌人としての評価の高さをわれわれに示唆することになる。このエピソードについては、従来は、「すゝめ歌の合点云々は、直接に猿楽に関係のない事であるが、世阿弥に点をつけさせることを天神が望まれたといふのは、彼が歌の方でも相当に認められ有名であつた為であらうか。或はそれとも、単に芸道の名手たるが為であらうか」(能勢朝次氏『世阿弥十六部集評釈』)などとされているが、これは確実に前者とみてよいであろう。

世阿弥による自身の和歌的教養についての言及は、その芸論では、『風姿花伝』序の「先、此道に至らんと思はん者は、非道を行すべからず。但、歌道は風月延年のかざりなれば、尤これを用ふべ

し」があり、全体を『古今集』の古注に依拠した応永三十五年（正長元年、一四二八）の『六義』があり、また、『夢跡一紙』や『金島書』にはその詠歌がみえていていどであるが、点を取るということが以上のようなものであるとすれば、これら芸論の所見は世阿弥の深い和歌的教養のほんの一端の表出とみてよいだろう。

考えてみれば、少年時代の世阿弥は連歌の才を二条良基に絶賛されていた。そして、なによりも世阿弥の作になる多くの能に認められる和歌的な修辭が、彼の豊かな和歌的教養を物語っている。だとすれば、世阿弥の和歌的教養や彼の作になる能の修辭については、今後は同時代の応永・永享期の歌壇の状況をも視野に入れた検討が求められることになろう。そこで、以下ではその一環として、右の『申樂談儀』二十四条にみえる「す、め歌」について、いささか検討を加えておきたい。

この檜皮大工が詠んだ「す、め歌」は「勸め歌」で、「法樂として神仏に奉納する歌」の謂と思われるが、通行の国語辞典では「す、め歌」には『申樂談儀』の用例しかあげられていない。それでゆくと、『申樂談儀』の「す、め歌」は用語としてはほとんど孤立していることになるが、じつは世阿弥の時代にはごくふつうに用いられていた語であったと思われる。それを示すのが歌僧堯孝（享徳四年〔一四五五〕没の応永二十八年〔一四二二〕の歌日記『慕風愚吟集』で、そこには「す、め歌」という用語こそないが、それとほぼ同じ言い方が頻出してゐる。以下にはそれをすべてかかけてみる。

・ 廿五日、茂成朝臣すゝめ侍し法樂三首（二月）

・ 或人、瑞夢のこと待て、春日社に、百首歌法樂し侍るよし申て、月輪中將齎すゝめ

侍しに（三月）

・ 赤松左京大夫番百首歌をすゝめて、住吉社に法樂し侍しに（三月）

・ 將軍家の御台所、熊野まうて御みちすから、御さつしやうのため、細川右馬助撰津国に下向のついで、住吉法樂の百首をすゝめられしに（三月）

・ 平常頭兼齎對三十三年にあたりて、經の料紙のため、人々をすゝめて、素果齎下、齎道、一品經歌よませ侍しに、分別功德品を仏名聞十方広饒益衆生（四月）

・ 細川阿波守兼すゝめ侍し住吉社法樂の百首に（五月）

・ 或人、大神宮法樂のためとて、重阿かもとよりつたへて、すゝめ侍しに（五月）

・ 宝密齎齎齎すゝめ侍し住吉法樂の百首に（七月）

・ 民部少補齎齎すゝめ侍し住吉法樂の百首に（九月）

・ 興元齎齎齎一周忌の仏事のため、惟宗範次一品經歌すゝめ侍しに、よみてつかはし侍し二首のうち（十月）

・ 此一座經文等、範次齎齎すゝめ侍し也（十一月）

・ 十八日、宝密百首歌をすゝめて、北野社に法樂申侍しに（十一月）

・ 或人すゝめ侍し八幡法樂の百首に（十二月）

・ 春原元久すゝめ侍し住吉法樂の卅首歌に（十二月）

・ 或人、住吉玉津島両社に、百首歌法樂申侍とて、重阿もとより、つたへてすゝめ侍しに（十二月）

これらは堯孝が住吉社や北野社への法樂、あ

るいは故人追善のために詠んだ歌の詞書であるが、いずれも『申樂談儀』二十四条の「す、め歌」「歌をすゝめて」と同じ用語であることは明らかであろう。とりわけ、四月と九月の「人々をすゝめて」の用例は、以上の「すゝめて」がたんに「詠作を促す」の謂ではなく、「人々に神仏への結縁を促すための詠作」「人々の勸進のための詠作」の謂であることが確実な言い方で、右の用例すべてはその意味に解してよいであろう。そこには、『申樂談儀』と同じように、夢の告げによつて「すゝめ歌」が詠まれたケースもある（三月の用例）。『慕風愚吟集』は『浮舟』の作詞者横越元久（細川満元の被官）の名が散見している文献として知られているが（十二月の藤原元久がその一例）、以上を要するに、『申樂談儀』二十四条のエピソードは、『慕風愚吟集』にその一面が示されている応永期の歌壇を背景にして理解する必要があり、そうすることによつて、より十全な説解が可能になるのではなかろうか。

なお、世阿弥が点を取つた「すゝめ歌」は、「東風吹かば……」の三十一文字を冒頭に置いた三十一首からなる「冠歌」ともいふべき詠歌であるが、これと同じ趣向になる事例を世阿弥の周辺に求めることもできる。応永二十一年（一四一四）の義持の北野社參籠を契機に詠作された花山院長親（耕雲）、飛鳥井雅縁（宋雅）、冷泉為尹、御小松院による『北野詠十五首和歌』（宮内庁書陵部蔵）がそれで、そこでは「南無天満大自在天神」の十五音を冒頭に置いた詠歌を耕雲以下の四者がそれぞれに詠んで、やはり北野社宝前に奉納している。こうしてみると、『申樂談儀』二十四条の「すゝめ歌」のエピソードには当時の歌壇の動向がさわめて濃厚に投影していることになろう。（大阪大学教授）